

令和2年5月1日

持続化給付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業の自粛等で特に大きな影響を受けた事業所に対し一定の条件のもと給付金(上限:法人企業200万円、個人事業主100万円)を支給する法案が国の補正予算で可決されました。申請期間は令和2年5月1日より令和3年1月15日まで。対象となる要件、必要書類、手続きについては下記のとおりです。

○要件・・・新型コロナウイルス感染症の影響等により1か月の売上が昨年同月と比較して50%以上減少している事業者

○手続き・・・現在のところオンラインによる申請のみ公表されております。

- ①持続化給付金ホームページにアクセス 持続化給付金ホームページ
- ②申請ボタンを押してメールアドレス等を入力(仮登録)
- ③入力したアドレスにメールが届き、確認後本登録へ進む
- ④ID・パスワードを設定すると【マイページ】が作成される
- ⑤【マイページ】に基本情報(法人番号、住所、連絡先、売上、口座情報等)を入力
- ⑥必要書類を添付(確定申告書類控、売上減少となった月の売上台帳等の写し、身分証明書の写し、通帳の写し)



⇒申請後、持続化給付金事務局で内容を確認し、不備があった場合はメール、マイページの通知で連絡が入ります。特に連絡がなければ約2週間程度で給付通知書を発送、登録の口座に入金されます。

オンライン申請が難しい方の当会での対応について

スマートフォン、パソコン等をご持参いただき、メールでの送受信ができる方は当会にて申請のサポートをいたします。その際は必要書類(確定申告書・決算書・売上帳・通帳・身分証明書)をご準備のうえ、必ず事前に予約をお願いします。【国分寺市商工会 042-323-1011】当会にて上記必要書類の画像取り込みや基本情報の入力等をサポートします。

※オンライン申請(メールの送受信)が難しい方につきましては、申請サポート会場が設置される予定ですが、現在のところ開設時期や開設場所等の詳細は決定しておりません。

上記の情報は5月1日現在のものです。最新の情報につきましては持続化給付金専用ホームページにてご確認下さい。 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>